



18環審第10号

平成19年2月15日

福島県知事 様

福島県環境審議会長



水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定について（答申）

平成18年12月11日付け18環保第1478号で諮問のありましたこのことについては、別紙のとおりとすることが適当であるとの結論を得たので答申します。

## 久慈川等に係る水生生物の保全に係る水質環境基準の 水域類型指定について

久慈川等15河川については、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）、「環境基本法に基づく水質環境基準の類型指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準」（環境省）及び「類型指定を予定している水域（河川）の情報」に基づき、下表のとおり水域類型、達成期間及び環境基準点を定めることが適当である。

表 水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定

水域の名称	水域類型	達成期間	環境基準点の名称
久慈川	生物A	イ	松岡橋、高地原橋
小泉川	生物B	イ	小泉橋、百間橋
宇多川（松川浦の区域を除く）	生物A	イ	堀坂橋、百間橋
真野川（真野ダムの区域を除く）	生物A	イ	落合橋、真島橋
新田川	生物A	イ	木戸内橋、鮭川橋
請戸川（大柿ダムの区域を除く）	生物A	イ	請戸橋
高瀬川	生物A	イ	慶応橋
木戸川	生物A	イ	長瀬橋、木戸川橋
浅見川	生物A	イ	坊田橋
夏井川	生物A	イ	北ノ内橋、久太夫橋、六十枚橋
仁井田川	生物A	イ	松葉橋
好間川	生物A	イ	岩穴つり橋、夏井川合流前
藤原川	生物B	イ	愛谷川橋、みなと大橋
鮫川（高柴ダムの区域を除く）	生物A	イ	井戸沢橋、鮫川橋
蛭田川（小塙橋より上流）	生物A	イ	小塙橋
蛭田川（小塙橋より下流）	生物B	イ	蛭田橋

(注) 1 水域類型の欄は、「水質汚濁に関する環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）別表2の1（1）イに掲げる類型を示す。

別表2の1（1）イ（抜粋）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当水域
		全垂鉛	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下	
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下	

2 達成期間の欄の「イ」は「直ちに達成」を示す。